

倉吉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 12 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第25号

倉吉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（令和 7 年倉吉市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣先団体)

第2条 条例第2条第2項の規則で定めるものは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項第1号に掲げる団体である一般社団法人東大山グリーンエネルギー地域振興公社とする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第3項第3号の規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって引き続き市の職員に採用されたものとする。

(派遣職員等の報告)

第4条 任命権者は、条例第9条の規定により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した職員の派遣先団体における処遇の状況（派遣先団体の名称及び派遣期間を含む。）及び条例第2条第1項の規定により派遣された職員であって当該年度内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況を市長に報告するものとする。

2 任命権者は、条例第15条の規定により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により退職し引き続き条例第10条の特定法人（以下単に「特定法人」という。）に在職する者の特定法人における処遇の状況（特定法人の名称及び特定法人において業務に従事する期間を含む。）及び当該年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況を市長に報告するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。